

## 関税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

- 1 認定製造者が作成する貨物確認書の記載事項について、財務省令で定めるところとされている事項を規定することとする。（関税法施行規則第8条の2の新設）
- 2 認定製造者の認定の申請事項について、財務省令で定めるところとされている事項を規定することとする。（関税法施行規則第8条の4の新設）
- 3 認定製造者の認定を受けようとする者が、特定製造貨物の管理及び輸出に関する業務を適正かつ確実にを行うために必要な業務の実施の方法として財務省令で定めるところとされている事項を規定することとする。（関税法施行規則第8条の5の新設）
- 4 認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出事項について、財務省令で定めるところとされている事項を規定することとする。（関税法施行規則第9条の新設）
- 5 絹紡糸及び絹紡紬糸の関税率を基本無税とすることに伴い、同品目につき、特惠原産地の認定基準の規定を削除する。（関税暫定措置法施行規則別表関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成21年4月1日から施行することとする。